

平成28年度 「ふれあい地域懇談会」報告書

＜ 玉 縄 地 域 ＞

日 時	平成28年7月28日（木） 午後3時～5時
場 所	玉縄青少年会館 集会室
出 席 者	自治・町内会代表 24団体：24名 地域団体代表 5団体：5名 計29名 鎌倉市 7名
内 容	
第 1 部	市長からの報告..... P. 1 ①「生活保護費にかかる事件」 ②「稲村ガ崎における下水流出」 ③「本庁舎の整備について」 ④「支所業務のあり方検討」 ⑤「(仮称) 鎌倉市市民活動推進条例」
第 2 部	地域の懸案事項に関する報告 P. 15 ① 岡本二丁目用地活用基本計画のその後の状況について ② 県道阿久和鎌倉線の大和橋以北の整備について ③ 柏尾川沿岸地域内の道路冠水防止対策について 避難行動要支援者対応について..... P. 21
第 3 部	本年度の地域の議題に関する懇談 P. 25 ① 大災害時の一時避難・仮泊・駐車スペースなどのための学校校庭、フラワーセンター園内及びコーナンモール駐車場の供用 ② 県道横浜藤沢線沿線でのPM2.5の測定と、建設が始まった横浜湘南道路関谷換気所に脱硝装置及びPM2.5除去装置の設置 ③ 交通が不便な地域の高齢者世帯の買い物のための便利で安い交通手段の提供 ④ 鎌倉市内の電柱撤去（電線・電話線等の地中埋設化）計画 ⑤ ミニ避難所（小中学校）の緊急時用の防災対策について
付 録	当日配布資料 P. 39

出席者名簿（敬称略）

【自治会・町内会等】

	団 体 名	氏 名	備 考
1	台新町自治会	重田 秀明	会長
2	戸部本町町内会	小泉 豊	会長
3	新富町町内会	高田 隆	会長
4	坂本町町内会	柴山 博明	会長
5	観音山町内会	石塚 文子	
6	山王町内会	吉田 好明	会長
7	コスモ鎌倉玉縄自治会	脇原 信博	会長
8	D I Kマンション自治会	角田 時子	会長
9	鎌倉ロジュマン自治会	石井 英明	会長（司会）
10	大船コーポビアンーズ管理組合	西村 亮平	会長
11	植木町内会	山崎 一二	会長
12	鎌倉岡本ガーデンホームズ自治会	鈴木 康夫	会長
13	四季の杜自治会	真柄 沙耶香	
14	ラシェール鎌倉岡本ハイライズ自治会	松田 平道	会長
15	レックスガーデン鎌倉岡本自治会	遠藤 泰子	会長
16	鎌倉グランマークス自治会	藤波 昇	
17	玉縄台自治会	近藤 紘彦	会長
18	関谷城廻町内会	正木 重郎	会長
19	早雲台自治会	三浦 志津子	会長
20	城廻自治会	渡辺 寿三	会長
21	星和城廻自治会	松嶋 秀夫	会長
22	城廻清水小路自治会	大澤 清春	会長
23	新風台自治会	名和 正樹	会長
24	鎌倉関谷スカイハイツ自治会	金指 睦男	会長

【その他の団体等】

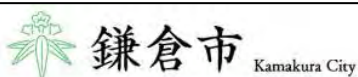
	団 体 名	氏 名	備 考
1	玉縄地区社会福祉協議会兼玉縄女性の会	小川 サヨ子	
2	玉縄地区社会福祉協議会	深見 正美	
3	民生委員児童委員協議会第九地区	久能 茂子	
4	鎌倉市老人クラブ連合会玉縄地区	矢地 豊吉	
5	鎌倉市青少年指導員連絡協議会玉縄地区	平野 守久	

【鎌倉市】

	役 職	氏 名	備 考
1	鎌倉市長	松尾 崇	
2	経営企画部長	比留間 彰	
3	防災安全部長	柿崎 雅之	
4	まちづくり景観部長	大場 将光	
5	都市整備部次長	前田 信義	
6	環境部環境保全課長	丸山 剛	
7	玉縄支所長	木村 浩之	

第1部 市長からの説明

【全地域共通】



平成28年度ふれあい地域懇談会

第1部 市長からの報告



- 生活保護費にかかる事件
- 稲村ガ崎における下水流出
- 本庁舎の整備について
- 支所のあり方検討
- (仮称) 鎌倉市市民活動推進条例

生活保護費にかかる事件

◆経過

昨年8月20日 生活福祉課で保管していた生活保護費の一部がなくなっていることが発覚
(厚生労働省による実地指導監査の準備時)



内部調査・鎌倉警察署との協議等

9月16日 「窃盗」による被害届を提出
12月25日 警察の捜査により、新たに判明した分の被害届を追加提出

◆被害額

平成22年7月分～27年3月分（43月分）

2,652,397円

(受給資格を失った人たちの分で、本来、市の会計に戻されるべきお金)

まず、生活福祉課における生活保護費にかかる事件について、ご報告させていただきます。

経過ですが、昨年9月に実施された厚生労働省による生活保護の実地指導監査のため、8月20日に福祉総務課職員が生活保護費を確認したところ、その一部が無くなっていることが発覚しました。

内部調査と鎌倉警察署との協議を経て、市は、平成27年9月16日に「窃盗」による被害届を提出し、その後、警察の捜査により判明した被害額の被害届を12月25日に追加提出しました。事件の公表については、捜査に支障が出るといった警察からの指導もあり、一定期間控えておりました。

次に、被害額ですが、平成22年7月分～平成27年3月分までの間の43月分、総額265万2,397円でした。この保護費は、海外転居や就職などのため既に受給資格を失った方に対して支給されたものであり、本来であれば市の会計に戻されるべきものでした。

◆原因

- **職員の怠慢な事務処理**
生活保護を打ち切るべきにもかかわらずその事務処理が大幅に遅延（保護費の保管につながる）
- **不適切な事務処理**
ずさんな公金保管方法

◆改善策

- 「生活保護費現金支給取扱マニュアル」を作成
- 保護費の銀行振込を推進
- 支所での保護費支給を廃止
- 取りに来られない場合は、現金書留により送金

◆職員の処分等

- 職員の告発、処分
- 被害金額の職員への求償

事件発生の要因ですが、生活福祉課の怠慢な事務処理がありました。受給資格を失い、本来生活保護を打ち切るべきにもかかわらず、その事務処理が大幅に遅延していたため、結果として保護費を保管することに繋がっていました。

また、安全で危険のない方法で保管されるべき現金を、担当課のキャビネットに保管するという安易な方法により保管していました。

事件発覚後の改善策についてですが、「生活保護費現金支給取扱マニュアル」を作成し、事務処理方法を改めました。

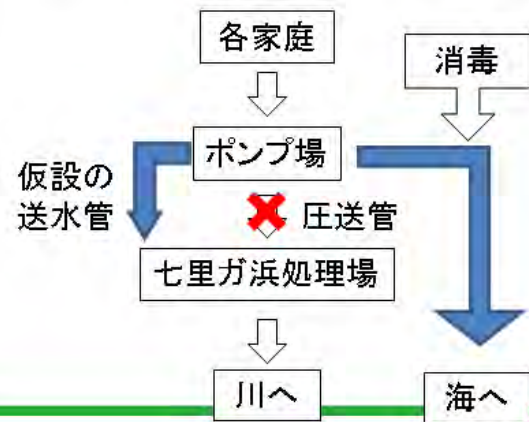
また、従来から進めていた生活保護費の銀行振込を推進し、支所での支給を廃止しました。その他、支給日に取りに来られない場合には、時間を空けず「現金書留」により送金することとしました。

職員の処分等ですが、現在、調査を進めているところであり、職員の非違行為やずさんな事務処理に対する処分を行う予定です。また被害にあった金額についても、地方自治法及び民法に基づき、関係職員への求償を行っていく予定です。

稲村ガ崎における下水流出

◆経過

- 4月14日 稲村ガ崎の崖の一部が崩落
- 4月22日
 - ・ 歩道に埋設していた下水の圧送管が破損し、七里ガ浜処理場への送水ができなくなる
 - ・ 下水を消毒処理したうえで海に放流



続きまして、稲村ガ崎における下水流出について、ご報告いたします。

4月14日に稲村ガ崎で国道134号の歩道の陥没及び隣接する斜面の崩落が発生しました。

市では、陥没した歩道に公共下水道の汚水圧送管が埋設されていたことから、県と連携して、対応を進めていましたが、4月22日の午後3時頃にこの圧送管の継ぎ目部分から漏水していることが確認されました。この圧送管は、鎌倉地域の下水を七里ガ浜処理場に送る重要なものです。

ただちに、応急措置により対応を図りましたが、管の下側の地盤が崩落しているため、短時間での修復は不可能と判断し、緊急措置として、西部ポンプ場から七里ガ浜処理場への圧送を停止しました。これに伴い、やむを得ず、消毒剤を投入した上で、ポンプ場の東側の海岸護岸から、海へ放流せざるを得ない状況となりました。

4月26日～ 仮設送水管設置・増設
工事

5月27日 仮設送水管の設置が完了
し、海への放流が完全に
止まる



◆本復旧について

現在、既設圧送管の状態とその周辺の地盤の状態について調査を実施しています。

今後、これらの調査結果を踏まえ、工法を選定し、早期復旧に取り組んでいきます。

応急的対応としましては、4月26日から仮設送水管の設置工事を開始しました。4月29日までに、2本の仮設送水管を敷設し、海への放流量を半減することができました。

さらに、仮設送水管の増設工事を進め、5月27日には計4本の仮設送水管で七里ガ浜処理場へ送水することにより、海への放流を完全に止めることができました。

本復旧については、現在、既設圧送管の状態と、その周辺の地盤の状態を調査しているところです。調査結果を踏まえ、工法を選定し、早期復旧に取り組んでいきます。

◆海水浴場開設のための水質検査

5月16日・18日に県鎌倉保健福祉事務所、6月1日・2日に市が追加実施⇒ いずれも昨年と同様の「可」

◆下水放流による海への影響調査

- 国立大学法人東京海洋大学による検証

- 水質

現時点では良好な水質環境が保たれている

- 残留塩素

現時点では影響はない

- 海産物

海産物への影響はない

現時点で特に悪影響を及ぼし、対応が必要な状況にはない
(安全宣言)

念のため、海水浴場開設期間中はモニタリングを継続

節水へのご協力、ありがとうございました。

次に、海水への影響ですが、5月16日と18日に県鎌倉保健福祉事務所が海水浴場開設のための水質検査を実施し、また、6月1日と2日に市が追加で実施したところ、いずれも昨年と同様の「可」との結果が得られ、例年どおり7月1日に海開きを行い、海水浴場を開設しました。

また、下水の放流が海の環境に与える影響を確認するため、国立大学法人東京海洋大学の学識者4名の助言のもと、水質・残留塩素・海産物への影響・海底堆積物を調査しましたが、いずれの調査結果も良好で、「現時点で下水放流が海域に影響を及ぼしている状況ではない」との総合所見を得ることができました。このことから、6月29日に市として、安全を宣言しました。

なお、念のため、安心して海水浴を楽しんでいただけるよう、海水浴場開設期間はふん便性大腸菌群数のモニタリングを継続して行います。

ご心配をおかけして、申し訳ありませんでした。また、皆様には、節水にご協力いただきまして、ありがとうございました。

本庁舎の整備について

◆ 経過・背景

年代	経過・背景
昭和37	火災により旧本庁舎消失
昭和44	本庁舎、車庫等竣工 …築47年 (これ以前は、御成中学校が所在)
昭和55~	分庁舎の整備を繰り返す
~平成17	耐震改修工事 (Is値 : 0.6 (最低限の値) まで)
平成26	分庁舎廃止に伴い鎌倉水道営業所庁舎等へ一部移転
平成27	策定した公共施設再編計画にて、支所業務についても見直しを行い、本庁舎等へ集約することを検討するとともに、現庁舎の防災的な課題に取り組みながら「 <u>現在地建替え</u> 」、「 <u>現在地長寿命化</u> 」、「 <u>その他の用地への移転</u> 」等の方策について検討し、 <u>平成28年度までに整備方針を決定する</u> とした。
平成28	整備方針市民対話、整備方針策定委員会の実施



続いて、鎌倉市役所の本庁舎の整備についてです。現在の本庁舎は昭和44年に建設されたもので、現在築47年が経っています。

平成7年の阪神・淡路大震災を受け、本市の本庁舎も平成17年までに耐震改修を行いました。東日本大震災発生に伴う津波浸水想定範囲の見直しなど、本庁舎をはじめとする公共施設の耐震性能を見直す必要性が生じました。

そのような中、本市では平成27年に策定した公共施設再編計画にて、現庁舎の防災的な課題に取り組みながら「現在地建替え」、「現在地長寿命化」、「その他の用地への移転」等の方策について検討し、平成28年度までに整備方針を決定することとしました。

◆ 既存本庁舎の課題・条件

備えるべき防災性能の脆弱性のほか、物理的・社会的劣化などの課題が山積

防災・構造面の課題	老朽化の課題
<ul style="list-style-type: none"> ・津波に対する脆弱性 ・耐震性の課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐久性 ・建物の老朽化
市庁舎機能としての課題	課題以外の主な条件
<ul style="list-style-type: none"> ・市民サービス機能が不十分 ・ユニバーサルデザイン・バリアフリー対応が不十分 ・不十分なセキュリティー ・庁舎の狭あい、分散による業務の非効率 ・情報化への対応の限界 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の敷地の諸制限 <ul style="list-style-type: none"> ⇒風致地区：高さ10m、建ぺい率40% ⇒景観地区隣接：高さ15m ⇒現行規制等では、所要面積確保が困難 ・埋蔵文化財包蔵地 <ul style="list-style-type: none"> ⇒掘削が困難 ・更なる耐震化が困難 <ul style="list-style-type: none"> ⇒単純計算で追加耐震ブレース64箇所 など ・鎌倉地域の公共施設再編 <ul style="list-style-type: none"> ⇒生涯学習センター、福祉センター、中央図書館のあり方

現在の本庁舎の抱える課題ですが、市の防災中枢機能を果たす施設としての耐震性や、築47年となっている老朽化の課題のほか、分散化やバリアフリー対応などの面など市庁舎機能としての課題があげられます。そして、他にも現在立地する敷地の法令等の諸制限も考慮する必要があります。

例えば、現在の敷地は風致地区なので高さ10m、建ぺい率40%の制限があります。また、地下には貴重な文化財が眠っている可能性が高く、地下の掘削や堅固な構造物の建築にはかなりの制約があると言えます。

今年度は市民の皆様のご意見を聴きながら、関係団体や外部の学識経験者等に、3つの手法のどれが整備方針としてふさわしいか審議していく予定です。

◆ 本庁舎の整備に関する3つ手法の比較概要
 ■ 現在地での建替え・長寿命化、移転の比較概要

	本庁舎の整備手法 ()内は理由等		
	現在地建替え	現在地長寿命化	移転
防災対応機能	△ (津波)	× (津波・既存地下)	○ (移転先による)
建物の経済性	△ (集約化困難)*	△ (集約化困難)*	
環境対応	△ (機器設置等困難)*	△ (既存困難)*	
使いやすい・安心できる市民サービス機能	△ (集約化困難)*	△ (集約化困難)*	
市民交流機能	○	○	
ユニバーサルデザイン	○	△	
効率的な行政機能	× (集約化困難)*	× (集約化困難)*	

様々な課題や条件



今後の鎌倉市に必要な本庁舎のあり方(整備方針)を考える



メリット・デメリット

平成28年度中に方向性を決定

* 現行の法令等の規制による場合

こういった課題や条件、所要面積などの基礎的な条件を整理し、現在地建替え・長寿命化、移転について比較したところ、現在地建替え及び現在地長寿命化では所要面積の確保が難しく、特に公共施設再編計画にある鎌倉地域の公共施設再編を解決するには至らないことがわかりました。

また、移転をするとなると用地の確保など当然ながら、いくつかの課題も生じてきます。このため今後、さまざまな課題や条件、それぞれのメリット・デメリットなどを整理し、今年度中に整備方針を決定して参ります。

支所業務のあり方検討



◆コンビニ交付の実施

平成28年1月 マイナンバーカード（個人番号カード）の
交付開始

マイナンバーカードを利用した様々な市民サービスの検討

平成29年10月 コンビニエンスストアでの証明書の交付開始
(予定) (住民票の写し、印鑑証明書)



- ・ マイナンバーカードがあれば、全国どこでも証明書を受け取ることができる。
- ・ コンビニで交付する証明書は順次拡大予定

◆窓口機能の集約

- ・ 支所窓口業務の本庁舎への集約
- ・ 地域活動支援、学習センター・図書館機能の維持

この本庁舎の再整備とともに、支所業務のあり方の検討を現在行っています。

今年1月からマイナンバーカードの交付が開始され、今後マイナンバーカードを利用した様々な市民サービスを検討して参ります。

その1つとして来年10月には、コンビニエンスストアで、住民票の写しと印鑑証明書を交付できるよう、現在準備を進めています。マイナンバーカードがあれば、市役所の開庁時間にとらわれることなく、全国どこでもコンビニエンスストアで証明書を受け取ることが出来るようになります。また、戸籍の証明書や税の証明書などコンビニエンスストアで交付できる証明書も順次拡大していく予定です。

これにあわせ、支所の窓口業務の見直しを行い、本庁舎等へ集約することを検討していくこととしています。しかしながら、自治町内会など地域活動の支援や学習センター・図書館の機能は、地域に残し、引き続き皆様とともに地域活動を充実させていきたいと考えています。

これにつきましても、市民の皆さんの生活に密接に関わることで、さまざまなご意見を頂戴しながら、今後進めて参りたいと考えています。

(仮称)鎌倉市市民活動推進条例

- 期待される効果
 - 公益的な市民活動に対する理解を深め、これからのまちづくりにおける市民活動の重要性を共有する
 - 様々な主体、行政が互いにその長所を認め合い、適切な関係、相互のつながりを持っていくことを理解する
- 条例制定のスケジュール

検討に当たっては、検討会・ワークショップの実施など、広く市民の皆様の意見を聞き、これからの市民活動の方向性を皆で共有できるよう努めていきます。



今年度は、市民活動及び地域活動をより活性化させていくために、条例の制定も予定しています。

鎌倉市は、市民活動が活発なまちであり、様々な市民活動が展開され、歴史を積み上げてきました。日本初のナショナルトラスト、日本初の公設民営の市民活動センター等、自主的で自由な市民の方々の熱い思いに支えられ、歩んできました。その積み上げてきた歴史と想いを未来につなげ、新たな時代にあった共創関係を築いていくため、条例「(仮称) 鎌倉市市民活動推進条例」を作ろうとしています。

人口減少、少子高齢化など、行政を取り巻く環境の大きな変化、市民ニーズの多様化に行政のみの対応には限界があります。市民・NPO・企業との協働により新たな価値を築いていきたいと考えています。今後は条例の素案を作り、パブリックコメントを経て、来年2月議会での条例の制定を目指して取り組んでいるところです。

第1部 市長からの説明に対する意見・質疑

<鎌倉ロジュマン自治会・石井会長>

本庁舎の移転というと極めて限られてくるが、深沢も可能性はありますか。

<松尾市長>

どのように本庁舎を移転させるかによりますが、基本的にすべての機能を移すことになる場合に想定されるのは、深沢、野村総研跡地、大船再開発の中が現実的な考え方かと思います。

<玉縄台自治会・近藤会長>

市民活動推進条例のオリエンテーションのようなものを聞きましたが、こういうことはやめたほうがいいと思います。条例を作ったから市民活動が推進されるわけではなく、法案を作ることよりも、まず活動ありきだと思います。よその街がやっているから自分たちもやろうとか、そのために時間とお金の無駄遣いはやめてほしいと思います。

<松尾市長>

ご指摘のとおり、他市では10年くらい前に作られました。市役所の制度として、市民協働での提案制度がありますが、市役所側からの提案が出てこないし、また市民から提案を受けてもなかなかマッチングしていかないという状況です。これはいろいろな課題があると思いますが、市民の皆さんだけでなく市役所の職員の意識を変えていく必要があると強く感じています。もちろん条例を作ったから何か変わっていくということだけではないですが、その過程の中で市民とともに歩いていくという精神を植え続けていきたいと考えています。

<玉縄地区社会福祉協議会・深見氏>

生活保護費は本来、単年度決済で処理されるべきものが、相当な年数にわたって累積していたということは非常に問題です。これからは単年度で必ず処理し、どこが責任を持って生活保護費を管理するのかをお聞かせください。

<松尾市長>

事務手続きなどを含めて見直しして参りました。生活保護費の支給は、銀行振込などを推進していくことにより、手渡しによる支給が減少しましたので、支所での支給を廃止するといった手続きの見直しをしています。

ご指摘のとおり、生活保護費を支給するために責任者がいて、公金を管理する者、支給事務を取り扱う者がしっかりと法令に則り、手続きを進めることを改めて周知徹底しているところです。

<新風台自治会・名和会長>

支所の業務のあり方として、今後はコンビニで代替できるというご説明をされたと思いますが、今の窓口業務はコンビニで十分なのでしょうか。窓口業務はコンビニで全部置き変わるのでしょうか。

また、支所の場合はあまりお客さんが来ませんからそれぞれのプライベートの問題がオープンになり

ませんが、コンビニだといろんな人がいらっしゃいますから個人情報の漏洩という点で心配がありますが、いかがでしょうか。

<松尾市長>

支所業務全体で見ますと、全てがコンビニに置き変わるというわけではありません。支所での手続きの件数を確認すると、住民票の写し、印鑑証明書、納税が多いですが、市役所のどこの部署かわからないけど相談したいという役割もあると思っています。そういうことについては、地域活動支援ということで、市の職員が支援する形で継続させていただこうと考えています。

個人情報の定義ですが、コンビニ交付では人を介するのではなく、機械で出てくるので、個人情報が漏洩するという心配は基本的にはないと思っています。他市では既にコンビニ交付が始まっており、大きなトラブルはないと認識していますが、ご心配の点は進めていくにあたって十分注意していきたいと思っています。

第2部 地域の懸案事項に関する報告 【玉縄地域】

平成28度 ふれあい地域懇談会



玉縄地域

- 岡本二丁目用地活用基本計画のその後の状況について
- 県道阿久和鎌倉線の大和橋以北の整備について
- 柏尾川沿岸地域内の道路冠水防止対策について

岡本二丁目用地活用基本計画の その後の状況について

現在の状況

【こどもみらい部 こどもみらい課】
【都市整備部 道路課】

平成27年12月に施設整備の基本計画の策定業務を専門業者に委託し、策定を進めてまいりました。

基本計画の策定後、設計業務への着手を予定していますが、事業を推進するに当たり、工事期間等について再検討を要する状況となっています。今後、新たな事業スケジュールを策定し、施設整備に取り組んでまいります。

施設の概要

- ・認可保育所（一時預かり事業を含む）
- ・ファミリーサポートセンター
- ・病児病後児保育
- ・市民活動センター
- ・教育支援施設
- ・交流スペース・広場的空間

階段の復旧について

平成28年8月17日を目標に、工事を進めています。

《訂正》

階段の復旧については、道路保護に必要な宅地側の擁壁工の形状等について、隣接地権者との調整が必要となったため、工期を延長せざるを得なくなりました。そのため、当初予定していた8月17日にしゅん功することができませんでしたが、その後工事を進めており、11月末にしゅん功する予定です。

県道阿久和鎌倉線 大和橋以北の整備について

【拠点整備部 再開発課】

現状の動きについて

県道阿久和鎌倉線の整備については横浜市と「横浜・鎌倉両市一体整備計画(案)」の切り離しについて協議を進めており、引き続き早期の整備実現に向けて努力してまいります。

柏尾川沿岸地域の道路冠水防止対策について

【都市整備部 下水道河川課】

鎌倉市下水道総合浸水対策計画

重点対策地区4地区：現在は雨水の排水管や側溝の整備を優先的に実施

①大塚川・新川地区

主要地方道「藤沢・鎌倉線」の八雲神社交差点～藤沢市境

②神戸川・二又川地区

県道「腰越・大船線」の本龍寺橋交差点～白山橋バス停付近

③佐助川地区

鎌倉駅西口周辺

④岡本・植木川地区

柏尾川沿いの横浜市境・山崎跨線橋北交差点～湘南鎌倉病院入り口交差点

鎌倉市開発事業等における手続及び基準に関する条例

300㎡以上の土地の分割、500㎡以上の土地における建築行為など

→雨水を地下にしみこませる「雨水浸透施設」の設置、

雨水を一時的に溜め、溜まった雨水を少量ずつ川へ流す「雨水調整池」の設置等の指導

境川が「特定都市河川」に指定

1000㎡以上の土地で舗装する駐車場の造成や建物を建てるなどの「雨水浸透阻害行為」を行う場合は、雨の水貯留施設の設置の義務付けなど

第2部 「地域の懸案事項に関する報告」に対する意見・質疑

<鎌倉ロジュマン自治会・石井会長>

岡本二丁目開発計画は3月に基本計画が承認されて、階段道路の復旧の説明がありましたが、それ以外の建物の実施計画の進捗状況について、具体的にはいつごろ工事が始まるか、今の見通しを教えてください。

<都市整備部・前田次長>

こどもみらい部で担当している事案なので細かいことについてはお答えできないですが、昨年度の9月に補正予算で計画策定の予算がつきまして、今年6月までに計画の策定を進めてきたと聞いています。現在、施設整備の計画についてこどもみらい部で精査を進めているということです。

<鎌倉ロジュマン自治会・石井会長>

阿久和鎌倉線について、数年前から2・3軒の家が残っています。あの路線の道路交通を阻害していると思います。あの撤去はいつごろ終わりますか。

<松尾市長>

見通しが立っていない状況です。一帯整備ということで、県の管轄ですが市がやるということでこれまで進めてきました。それを早期に実現していくということで、この一帯整備計画案と切り離して進めているところでして明確な目標年次は申し上げられませんが、できる限り早期に実現できるように取り組んでまいりたいと考えています。

<鎌倉ロジュマン自治会・石井会長>

柏尾川沿岸地域内の道路冠水防止について、基本的に市の考えは理解できますが、明日にも集中豪雨があります。市としては、どこを優先的に取り上げるかということは極めて困難な作業と思われませんが、是非優先度を上げてご検討ください。

それから、雨水を溜めることの説明がありましたが、柏尾川に流れこんでいる小さな川を付け替えることが土木工学的に効果があるかを検証されているのか、そういう提案があった場合市が支援するとか、市がやるとかがあるのか教えてください。

<松尾市長>

柏尾川に流れ込む川でいいますと、深沢地域に新川・大塚川がありまして、大塚川から新川のほうに水を流していく計画でできる限り浸水しないという計画をしているところです。そういう手法は可能であると考えていますので、そういうことを含めて対応を考えていきたいと思っています。

《後日対応 都市整備部下水道河川課》

岡本・植木川地区は「鎌倉市下水道総合浸水対策計画」において、重点対策地区に設定しています。

雨水の整備は、時間雨量 57.1mm に対応する計画があり、浸水解消の実現を目指しています。

川の付け替えについての土木工学的な効果は、具体的な計画がないと判断はできません。しかし、開発事業者等から提案があった場合には、市の整備計画を基に内容を審査し、浸水解消に有効であると判断した場合には、開発事業者等の自費工事として実施していただいています。

＜鎌倉ロジュマン自治会・石井会長＞

湘南鎌倉総合病院が冠水しますと、災害対策の病院としても機能の後退がありますので、是非緊急から優先度を決めてお願いします。

避難行動要支援者対応について

避難行動要支援者対応に ついて

	避難行動要支援者対応	一人暮らし高齢者の実態調査
目的	平常時から、要支援者情報を地域で共有することにより、災害時における安否確認や避難支援、避難所での生活支援を円滑に行う	平常時の生活のサポート(見守り等)
対象	<ul style="list-style-type: none"> 75歳以上の一人暮らし 高齢者のみの世帯の75歳以上 身体障害者手帳1・2級 療育手帳A1・A2 精神障害保健福祉手帳1級 要介護度3～5の認定 これまでの災害時要援護者登録名簿に登録されていた <p style="text-align: center;">約22,000人</p>	<ul style="list-style-type: none"> 65歳以上の一人暮らし(すでに一人暮らし高齢者登録をしている人を除く) <p style="text-align: center;">約10,000人</p>
登録すると	<ul style="list-style-type: none"> 平常時から情報の共有 災害時の安否確認、避難支援 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員による訪問(見守り) 地区社会福祉協議会から行事の案内 消防職員による防火の相談・指導 など
今後	名簿提供は8月下旬～順次	調査は平成28年7月～11月

総合防災課が行っている「避難行動要支援者対応」と高齢者いきいき課が行っている「一人暮らし高齢者の実態調査」について、ご説明いたします。

避難行動要支援者対応についてです。東日本大震災の教訓を生かし、災害対策の強化を図ることを目的に改正された災害対策基本法に基づき、昨年10月、市内の75歳以上の一人暮らしなど対象となる方に意向確認を実施しました。この意向確認で個人情報の開示に同意した方の名簿を8月下旬から、各自治・町内会に提供していく予定です。

一人暮らし高齢者の実態調査は、東日本大震災以前から鎌倉市独自の取り組みとして行っていたもので、65歳以上の一人暮らしの方で、登録していただいた方を対象に、見守りや行事の案内など、普段の生活のサポートを行うものです。登録していただくと、民生委員による訪問や、地区社会福祉会の行事の案内などをサービスとして受けられます。現在行っている、民生委員による実態調査は、この制度の周知、登録の推奨を行うものです。

対象が一部重なっていることもあり、混同してしまうかもしれませんが、「避難行動要支援者対応」は災害時に安否確認などが円滑に行えるよう平常時から情報を共有することが目的で、「一人暮らし高齢者の実態調査」は主に平常時の生活支援をすることが目的となっています。

別々に調査するのではなく、1つの名簿を相互利用できないのかと思われるかもしれませんが、災害対策基本法で他への流用が禁じられているものです。

「避難行動要支援者」への 自治・町内会の取り組み（例）

- ◆ 対象者の確認（連絡・面談）
- ◆ 支援体制の検討
 - 平常時：訪問、見守り、声かけ等
 - 災害時：情報伝達、被害状況の確認、救護
- ◆ 要支援者が参加する防災訓練、避難訓練

ご自身・ご家族の安全
が確保されたら、支援を
お願いします。
支援は義務では
ありません。

「意向確認に同意した」
としても、支援が必ず
来るとは限りません。
ご自身やご家族による
「自助」が第一です。

続いて、避難行動要支援者に対して、自治・町内会にお願いしたい取り組みです。

対象者の確認とは、面談等を行うことで、まずはお互いを知っていただきたいというものです。そこで、どのような人がいるのかを確認して、支援体制の検討につなげていただければと思います。

そして、要支援者の方が参加する防災訓練を行っていただけると、いざというときに、避難や避難所での生活支援等が少しでも円滑に進めることができるのではないかと考えています。「自分の住む地域で、どのような人が支援を必要としているのか」を知っていただくことが、第1歩になると思います。

このように、どこにどんな人がいるかを知っていたことで多くの命が救われたという実績があります。しかし、災害時はまずご自分の身の安全を確保することが第一で、自助による行動が大切であることは言うまでもありません。要支援者側にも、「個人情報の開示に同意したことにより支援が必ず来るとは限らないので、まずはご自身やご家族による自助をお願いします」ということを、市からも丁寧に説明を重ねていきたいと思っています。

第2部 「避難行動要支援者対応について」に対する意見・質疑

(御意見・御質問はありませんでした)

第3部

本年度の地域の議題に関する懇談

玉縄－H28－1	大災害時の一時避難所・仮泊・駐車スペース等のための学校校庭、フラワーセンター園内及びコーナンモール駐車場の供用について
玉縄－H28－2	県道横浜藤沢線沿線でのPM2.5の測定、横浜湘南道路関谷換気所への脱硝装置及びPM2.5除去装置の設置について
玉縄－H28－3	交通が不便な地域の高齢者の買い物のための便利で安い交通手段の提供について
玉縄－H28－4	鎌倉市内の電柱撤去計画について
玉縄－H28－5	ミニ避難所の緊急時用の防災対策について

平成 28 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	玉縄－H28－1
テ ー マ	大災害時の一時避難・仮泊・駐車スペースなどのための学校校庭、フラワーセンター園内及びコーナンモール駐車場の供用
内 容 詳 細	<p>今回の熊本地震では、避難者が学校校庭を仮泊のための駐車場・テント場として利用する事態が生じた。</p> <p>玉縄地域でも小・中学校はミニ防災拠点として、フラワーセンターと栄光学園は大規模避難所の指定を受けているが、校庭・園内は仮泊避難のための駐車場・テント場としての指定がなされているのか？もし未指定であれば、今回の熊本地震同様の事態を想定してコーナン駐車場も含めて予め供用の決定をしておくべきではなかろうか。</p>
担 当 部 課	防災安全部 総合防災課

議題に対する回答等	
<p>ご意見のとおり、これまでは、災害時にテント生活者が多数発生することは想定していなかったため、仮泊避難といった概念はありませんでした。</p> <p>現況では、ご自宅での在宅避難を出来るだけ可能とするための措置として、建物の耐震化や家具類の固定や転倒防止などを推奨しております。その上で、ご自宅に被害があり生活できない状況に陥ったときには、避難所での生活ということになります。避難者の人数や状況にもよりますが、学校の校庭を場合によっては活用することもあると考えますので、施設管理者と検討してまいります。</p> <p>コーナンにつきましても、一定規模の敷地面積を有しており、災害時の連携先として何ができるか、考えていきたいと思っております。</p>	
添付資料	

＜植木町内会・山崎会長＞

コーナンは、5年前の地震のときは車を締め出しました。今も車の出入りやエアコンの騒音など警察などにもお願いしていますが、コーナンと市とで話してもらったほうがいいと思います。

＜松尾市長＞

地域にある商業施設ですから、地域の皆さんと信頼関係を持つことが大切だと思いますので、そのことをきちんとお伝えしたいと思います。

5年前に締め出したというところは結構ございまして、その後それではいけないということで災害時の協定とまではいかないまでも、ある程度の活用の仕方協議していきたいと思います。コーナンにつきましてはお話ししていきたいと思います。

＜鎌倉ロジュマン自治会・石井会長＞

是非早急に何らかの対応をとっていただいて、緊急時にはコーナンが協力するという基本的合意をしておいていただきたいです。

小・中学校、フラワーセンター、栄光学園、清泉女学院とも、基本的な考え方のすりあわせを早急にしておいていただきたいです。そうでないと、熊本のようにどんどん被災者が入ってくる、受け入れた後はいろいろトラブルが発生することになりますので、可及的速やかに対応を市でお願いします。

《後日対応 防災安全部総合防災課》

現状、民間の小売業との災害時協定を締結しており、必要に応じて充実を図ってまいります。

平成 28 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	玉縄－H28－2
テ ー マ	県道横浜藤沢線沿線でのPM2.5の測定、横浜湘南道路関谷換気所への脱硝装置及びPM2.5除去装置の設置について
内 容 詳 細	<p>県道横浜藤沢線は圏央道につながる横浜湘南道路建設の具体化に伴い、拡幅計画が進み始めているが、それにより、国道1号線に繋がる県道阿久和鎌倉線の交通量増大も予想される。周辺には小学校や養護学校もあり、児童たちの呼吸器疾患発生の懸念もあるので、沿道にPM2.5の測定装置が必要と考える。</p> <p>また、平成9年に横浜湘南道路が計画された際に、最大限の窒素酸化物削減努力を行うことなどの意見書が出されているにも関わらず、国土交通省は道路使用後に判断するとしていて、これでは玉縄地域の安全は確保されない。</p>
担 当 部 課	環境部 環境保全課 都市整備部 道路課（国県道担当）

議題に対する回答等	
<p>市では、関谷小学校の敷地内において、二酸化窒素の測定を通年で行っております。加えて、春と秋（5月と11月）には、関谷小学校を含む市内の7カ所で自動車排出ガス等環境調査として、二酸化窒素と浮遊粒子状物質の測定を行っております。</p> <p>また、神奈川県が当該地近隣のフラワーセンター脇で、PM2.5の測定を通年で行っております。</p> <p>PM2.5の測定については、神奈川県が測定地点を定めて実施しているため、測定地点増加の要望について県へ要請してまいります。</p> <p>また、鎌倉市では平成11年に横浜湘南道路計画について、神奈川県環境影響評価に係る意見書の中で、換気所からの大気汚染物質の排出削減対策について、適切な対応を行う事を求める意見を述べております。</p> <p>今回皆様から頂いた機器等の設置に係る御意見については、改めて国・県へ伝えてまいります。</p>	
添付資料	

<新風台自治会・名和会長>

県道は現在、片側1車線ですが、横浜湘南道路ができると片側3車線になり、排気ガスは当然増えると思います。県立鎌倉養護学校、関谷小学校、住宅地があるところに、車の台数が増えるのだから、従来の観測では足りないのではないかと思います。PM2.5を測定しているのはフラワーセンターだけで、関谷小学校のところにはNOxを測定していますがPM2.5は測定していません。

県や国にお願いしましたが、設置する必要なはいという回答でした。ですから、大してお金は掛からないと思いますから、市でPM2.5を測定して本当に危険なのかどうかを測ってもらいたいです。特に小学生や養護学校の生徒は、環境に対しては弱者ですので保護の点から見ても測定をしていただくのが妥当ではないかとお願いしたものです。

もう1つ、横浜湘南道路関谷換気所の脱硝装置とPM2.5の除去装置の改善ですが、この計画ができた2000年のときに環境影響評価を県が実施し、設置したほうが良いという意見が載っています。国土交通省は基準値以下であるから、これが超える事態になったらそのときに考えたいということです。

関谷や玉縄は環境が極めて良いところですから、今の環境を悪くしないようにして欲しいと思います。環境を少しでも悪くしないために、市あるいは神奈川県、環境庁が要求したとおりに設置をお願いしたいと思っています。

<松尾市長>

まずは神奈川県に設置の要望を市から伝え、随時情報を共有しながら進めていきたいと思っています。

《後日対応 環境部環境保全課》

PM2.5の測定局を設置している神奈川県に確認したところ、現状では測定局の増加対応は難しいが、今後、交通量の増加等で周辺環境に変化がある場合は、観測局の増設の検討を行うと回答を得ています。

《後日対応 都市整備部道路課》

また、道路課国県道対策担当が10月7日に地元住民から横浜湘南道路の関谷換気所への脱硝装置の設置要望があったことを横浜国道事務所に伝えました。

平成 28 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	玉縄—H28—3
テ ー マ	交通が不便な地域の高齢者世帯の買い物のための便利で安い交通手段の提供
内 容 詳 細	約 10 年前に神奈中バスの協力もあって、城廻地区から大船駅西口への循環バス路線が実現して若干の改善はみられたが、高齢化社会のますますの進捗により、城廻・関谷地区の高齢者は公共交通手段の不足のため、買い物など日常の生活に支障を来している。 藤沢市遠藤地区では、高齢者世帯の買い物支援のための官民一体の自動運転車開発テストがスタートしているというが、鎌倉市の対策はどうなっているのか。
担 当 部 課	まちづくり景観部 交通計画課

議題に対する回答等	
<p>藤沢市遠藤地区で行われた自動運転者開発テストは、国の地域活性化総合特区（さがみロボット産業特区）における実験で、具体的にはロボットタクシーの実証実験を行っています。この特区には、藤沢市を含むさがみ縦貫道路沿線地域等（9市2町^{※1}）が対象地域として指定されていますが、本市は含まれておりません。</p> <p>本市では、人・まち・環境にやさしいバス交通を充実させることを目的として、「鎌倉の環境と市民生活とが調和したバス交通の創造」を基本理念としたオムニバスタウン計画^{※2}に基づき、まずはバス停留所や鉄道駅から遠く、バスの運行本数が少ないといった条件を満たす交通不便地域の解消に取り組んでおり、その結果、笛田地区や城廻地区などで新路線が実現しています。</p> <p>一方、ご要望をいただいている「買い物のための便利で安い交通手段」については、今後、高齢化によってバスを利用して買物に行けない方が増えることも想定されることから、調査・研究を進めていきたいと考えており、藤沢市の実験の成果なども参考にしていまいります。</p> <p>※¹9市2町…相模原市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町及び愛川町</p> <p>※²オムニバスタウン計画…バス利用の促進を図ることを目的とした計画で、平成11年度に全国で5番目のオムニバスタウン計画として国から指定を受けました。 本市では、この計画に基づき交通不便地域の解消などの取組を進めています。</p>	
添付資料	

＜星和城廻自治会・松嶋会長＞

行政に何か頼めば良いというスタンスではなく、皆で情報を共有しながら同じような意識を持って協力するという動きをしないと難しいだろうと感じます。知恵を絞れば地域の実情にあったことができるのではないかと思います。皆様のご意見をうかがいたいと思います。

＜玉縄地区社会福祉協議会兼玉縄女性の会・小川氏＞

ボランティアセンター「ささえ愛」を地区社協で行っています。買い物、掃除などをやっていて、一時間半で 500 円いただいております。ボランティアも高齢化していますので、ご自分の町内会で本当に簡単な御用の時には少し助けていただけるとありがたいと思っています。

＜新風台自治会・名和会長＞

10 年ほど前になりますが、市の支援で城廻に循環バスができたときに、新風台自治会でも申し出で、市と神奈川中央交通と交渉しましたが、運行するためにはある程度の人数が乗らないと採算が合わないからダメだということで止めになりました。皆様のご参考にお話しました。

＜玉縄地区社会福祉協議会兼玉縄女性の会・小川氏＞

ボランティアセンター「ささえ愛」の電話番号は 46-4177 です。何かお困りのことがありましたら、月曜から金曜までの午前 9 時半から 12 時まで必ずコーディネーターがおりますので、是非ご利用いただきたいと思います。自分たちで対応できない場合は、どこかに繋ぐこともしております。

＜玉縄地区社会福祉協議会・深見氏＞

ごみの収集についてはふれあい収集を利用しますが、ふれあい収集は申請してから許可が出るまで約 1 カ月かかるということで、その間「ささえ愛」に申し込まれるというケースがあります。ふれあい収集を申請してからの、1 カ月かかるのを何とか短くするよう努力して欲しいです。

＜松尾市長＞

要介護 3 以上の方に申請をしていただきますと、市でゴミを取りにいくという制度です。今要介護 3 以上というのともう少し柔軟に対応できるようにと検討しておりまして、そのようなことを少しふれあい収集を広げていくという方向で検討している状況です。

《後日対応 環境部ごみ減量対策課》

申請書を受理した後に対象者のお宅を訪問して現状や収集場所を確認する作業などがあるので、収集開始まで一定期間は必要になりますが、原則3週間以内での収集開始となっています。

《訂正》ふれあい収集の対象世帯の説明に誤りがありました。

ふれあい収集の対象世帯は、次に該当する世帯です。

- 1 介護保険の居宅サービスを利用している高齢者のみで構成されている世帯
- 2 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている障害者のみで構成されている世帯
- 3 上記1および2に該当する高齢者・障害者のみで構成されている世帯
- 4 上記1～3と同等の状態にあると市長が認めた世帯

お申し込み・お問い合わせは、ごみ減量対策課（☎61-3396）までお願いします。

平成 28 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	玉縄－H28－4
テ ー マ	鎌倉市内の電柱撤去（電線・電話線等の地中埋設化）計画
内 容 詳 細	市内の電柱と電線は、世界遺産に再挑戦する文化都市・歴史都市鎌倉の景観を阻害し、交通阻害の一因ともなっている。市が観光都市として一段の飛躍を遂げて、市民と鎌倉を訪れる人たちの一層の安全を守るためにも、是非実現せねばならない大きな行政課題と考える。
担 当 部 課	都市整備部 道路課

議題に対する回答等	
<p>市では無電柱化推進計画を策定しており、鎌倉駅周辺地区で2路線、大船駅周辺地区では5路線の計7路線を計画しております。内訳として、大船駅東口再開発事業区域内に4路線とバリアフリー化を推進すべき市道の内、歩道幅員が2m程度確保されている路線が2路線あります。もう1路線は、鎌倉駅東口駅前となります。</p> <p>再開発事業関連の路線は、再開発事業の進捗に併せ整備を進めることとなり、他の路線は、移動円滑化法の特定路線に位置づけられているため、電線類の地中化を先行して進める必要はありますが、小町通り同様、近隣住民の皆様の御協力が必要となります。</p> <p>また、無電柱化は歩道幅員が2.5m以上必要であり、歩道の整備と併せて進めることが効果的ですが、用地買収等の課題があり、歩道の整備が難しい状況です。</p> <p>そのため、電線類の地中化以外の手法についても、調査・研究を行っています。</p>	
添付資料	

<鎌倉ロジューマン自治会・石井会長>

無電柱化制度は、歩道の幅が2.5m以上ないとできない決まりがあると聞いておりますが、そうなりますと、鎌倉市内2.5m以上歩道があるところはほとんどなくて、経済的以外の問題になっていると思います。

フラワーセンターの歩道ですが、玉縄小学校に通う小学生と、武田薬品、湘南鎌倉総合病院へ通勤する社員で混み合っています。歩道から電柱がなくなることは災害時の避難などにも、大きなプラスになりますので、是非視野に入れていただきたいと思います。

平成 28 年度ふれあい地域懇談会 回答票

番 号	玉縄－H28－5
テ ー マ	災害時のミニ避難所の小中学校に、緊急時用のための簡易井戸を掘るとか旧式の便所(貯留式)をあらかじめ造っておくことが必要ではないか。
内 容 詳 細	大地震等で避難場所が断水や停電に見舞われると、避難場所にある備蓄水や災害用トイレセットのみでは、多数の避難者の飲料水の要求や排せつの対応が不可能となる。 予算面・衛生面など解決すべき点は多々あるが「緊急時用」の防災目的で、平時にあらかじめ井戸(簡易タイプでも可)を掘り、貯留式トイレを作っておくことは極めて肝要な対策ではなからうか。
担 当 部 課	防災安全部 総合防災課

議題に対する回答等	
<p>熊本地震では、長期に及ぶ避難所生活の課題が浮き彫りになりました。その中でも、飲料水及び生活用水の確保やトイレの整備は喫緊の課題と認識しています。</p> <p>飲料水の備蓄としては、避難所となる小中学校を中心にペットボトルで約 7 千リットル、市内 4 箇所の耐震性貯水槽に 40 万リットルを備蓄しており、3 日分として約 4 万 5 千人分を確保しております。また市内の 50 の井戸について災害用井戸として協力をいただいております。定期的な検査による水質の管理など対策を講じているところです。</p> <p>一方トイレの対策としては、避難所と備蓄倉庫に仮設式などの非常用トイレを備蓄して対策を図っております。トイレ対策用品は近年の事例を研究して様々なタイプのものが開発されており、最新の情報を収集しながら、長期に及ぶ避難生活が余儀なくされる場合においても、質の向上を図ってまいります。</p>	
添付資料	

<玉縄台自治会・近藤会長>

ミニ防災拠点に、マンホール型のトイレ、井戸を事前に作っておいてほしいというのが提案です。井戸の登録制度があるそうですが、実際東日本大震災や熊本地震の現場を見た自治会の防災部の人間は、拠点に置いておかないとだめだと言っていました。岩瀬の防災公園に固定式のトイレがあると聞いたので、それを玉縄でもやって欲しいです。

<防災安全部・柿崎部長>

ミニ防災拠点の小・中学校 26 校に、災害時の簡易トイレが各 10 基置いてあります。そのほかに、学校のトイレに昔の汲み取り式トイレのように転用できるものを小学校 16 校のうち 14 校に備えています。

ご指摘のトイレは、水道が断水しても使えるトイレや、下水の本管の機能が止まっている場合でも貯留槽に貯められて使えるトイレだと思います。これからもトイレの技術は進歩してくると思うので、利便性の高いトイレを研究しながらつけていきたいと考えています。

飲料水として使える井戸は、ホームページにも掲載していますが、数十カ所あり、煮沸をして使うものです。飲料水は、各小・中学校の備蓄倉庫にペットボトルを確保しています。これが 7,000 リットルくらいを確保しています。

それから市内 4 カ所ですが、鎌倉中央公園、今泉・七里ガ浜・深沢小学校に耐震性貯水槽という飲料水も兼ねているものが、計 400 トン、40 万リットルあります。これは近くの学校で水を使いながら常に貯めています。災害が起こった時でも飲める水として常に 400 トン貯めているので、飲料について、鎌倉市内は 3 日くらい使える分を備蓄しています。

水洗トイレを流すための井戸であれば、学校の場合はプールの水を使うという方法もありますし、水道が生きていれば水道を使いますので、学校の現状によって考えていくのがいいと思っています。

<鎌倉ロジュマン自治会・石井会長>

プールがあるのは玉縄地区では関谷小だけで、玉縄中、植木小、玉縄小にはプールはありません。プールが足りないし、飲み水用で市から許可された井戸は玉縄地区には一本もないです。

井戸を掘ることは重要なことではないかと思いますが、市として条件に合えば井戸掘りを助成するという考えはないですか。

<玉縄地区社会福祉協議会・深見氏>

ラシェール鎌倉では地下に 100 トン近くの水槽があります。県の水道局に申請許可をいただきまして、水槽に水道を設けました。通常はコンプレッサーの圧力をかけて各戸に供給していますが、電源が切れても約 100 トンの内 80~90 トンは供給できるという構造になっています。

マンションの水槽から蛇口・水栓を取り付けて水を供給する方法もありますので、他のマンションでも利用できるのではないかと思います。

<防災安全部・柿崎部長>

防災の立場からすると、井戸を掘ったときに飲料水に使えるのか費用対効果に見合うのかがあり

ます。中外製薬さんと、東レさん、三菱さんなどが飲料用の水槽を持っていますので、そちらで確保する協定を結んでいます。

水槽が4カ所で400トンあると申し上げましたが、それを各避難所に運んでいくには大きなトラックで持って行かなければいけないので、これからは運ぶ方法を何か効率的なものをできないか、課題として残っています。先ほどの井戸掘りの件についてはこれから費用対効果の研究をしていきたいと思っています

<鎌倉ロジュマン自治会・石井会長>

水は、各家庭で人数分の最低3日分のペットボトルを用意しておくのは基本でしょうから、プラスチックのことをどうするかがテーマかと思います。

【その他のテーマについて】

<新風台自治会・名和会長>

住んでいる方が施設に入ったりして空き家になった場合、どこに連絡していいのかわかりません。施設に入った場合、盗難とか、空き家で火災が起こるとか泥棒の巣になるとか、そういうリスクがあります。市に話をしても、個人情報の問題でどこにいるかは教えられないとのことでした。

自治会としては災害が起きるまで、放っておくということによろしいでしょうか。

<まちづくり景観部・大場部長>

今年度から空き家の対策について法律に基づいた計画を作っております。まちづくり政策課の空き家対策担当で相談窓口を一本化させていただいて、こちらでさまざまな部署と連絡調整をしながら対応を検討させていただき、実際に指示をしていくという仕組みになりつつあるという状況です。

現在は、相談を受けて建物が危ないということであれば建築指導課から指導をするとか、火災の問題があれば消防と連携するとか、市役所でできることについては対応させていただきということで今動き出しつつあります。

空き家等問題がありましたら、お手数ですが、市役所3階のまちづくり政策課空き家対策担当に、ご一報いただいで一つ一つ対応していきたいという状況です。

付 録

当日配布資料

- 1 鎌倉市市政e-モニター登録のご案内
- 2 鎌倉市ふるさと寄附金
- 3 鎌倉市ホンの気持ち寄附事業
- 4 「リユース食器」を使ってみませんか??
- 5 ポケモンレーナーのみんなへおねがい♪